

# 商品概要説明書

## 一般財形貯金

(2019年10月1日現在)

1. 商品名	○一般財形貯金
2. 販売対象	○JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
3. 期間 (預入期間)	○3年以上
4. 預入方法 (1) 預入方法  (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	○次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れます。 ・月例給与および賞与 ・月例給与 ・賞与  ○1回あたり1円以上  ○1円単位  ○預入日の3年後の応答日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
5. 払戻方法	○一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ○払戻時に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	_____
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 ……… 預入時の2年以上の利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 …… 預入時の2年以上の利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 …… 預入時の2年以上の利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 …… 預入時の2年以上の利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 …… 預入時の2年以上の利率×90%

<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総務部（電話：054-288-8416）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>○「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA静岡市